

令和2年11月9日

スマートフォン等の同意確認内容

都城泉ヶ丘高等学校

登下校中における事故発生時や犯罪に巻き込まれそうな際の緊急の連絡手段、犯罪の抑止力を目的として、以下のことに生徒本人及び保護者の同意を確認した上で、登下校中のスマホ等の所持について認めます。

1. 登下校中は、かばんの中に入れ、保護者等への連絡、交通事故や犯罪に巻き込まれる等の緊急の場合以外では使用しません。(自転車の「ながら運転」等は絶対しません)
2. 校内では、スマホ等の電源を切り、かばんの中で各自保管し、使用しません。(休日や部活動中も含む) ただし、気象等の状況で、下校時間が早まるなどする場合は、校内での使用について許可することもあります。
3. 学校のルールが守れない場合は、学校による一時的な預かり、一定期間又は長期の所持制限、本人・保護者への説諭や特別指導等の学校の指導に従います。
4. 災害等の緊急時以外で、学校活動時間帯に保護者から生徒のスマホ等への連絡はおこないません。(学校の代表電話等への連絡を行います)
5. 適切な使用や使用時間について、家庭でルールをつくり、適切に管理します。
6. 使用するアプリケーションやサービスについて、使用前に家庭で話し合います。
7. フィルタリングや使用制限を設定し、不適切な使用や長時間の使用をさせない工夫や、パスワードを設定する等、個人情報の流出や不正な使用を防ぐ工夫をします。
8. スマホ等の破損・盗難・SNSでの問題・個人情報の漏洩等については、保護者の責任とします。
9. インターネット上のトラブルやいじめ、犯罪被害等があった場合の相談窓口や連絡できる関係機関を知っています。
10. スマホ等が原因での深刻なトラブルや犯罪などが発覚した場合は、学校は警察と連携して対応します。その際に必要があると判断される場合には、本人・保護者ともに協力します。

その他

- ・デジタル端末等(タブレットやスマートウォッチ)の持ち込みはしないこと。
- ・放課後の保護者等への連絡のみ、体育館玄関付近での使用を認めます。(体育館工事期間は事務室前玄関付近での使用を認めます)